

# 東郷町高速通信環境整備業務

## 公募型企画提案実施要領

(令和3年4月14日 訂正版)

### 【実施要領添付資料】

別紙1 東郷町高速通信環境整備業務仕様書

別紙2 最優秀企画提案者決定基準

### 【その他関連資料】

資料 関係書類様式集

# 東郷町高速通信環境整備業務公募型企画提案実施要領

## 1 提案を求める趣旨

都市近郊の住宅都市である本町において、「新しい生活様式」を始めとした時代の変化に合わせた良好な住環境、働く環境を実現するためのICTを活用した基盤として、誰もがいつでも安心して利用できるよう、無線LANを利用した高速インターネット通信環境（以下「公衆無線LAN」という。）を、町の公共施設等に整備するもので、住民サービスの向上を図るとともに、災害時においても情報通信端末等を利用できる環境を構築することを目的とする。

これらの目的を遂行するにあたり、価格だけでなく実施方法等を考慮し、総合的に判断して委託業者を決定するため、企画提案を求めるものである。

## 2 提案審査及び契約方法

公募により、本実施要領で定める参加資格を有する者から東郷町高速通信環境整備業務委託事業に関する提案を受け、東郷町高速通信環境整備業務企画提案受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提案書を審査し、総合的に最も優れた内容の提案を行った者から順に最優秀企画提案者を決定する。なお、最優秀企画提案者が辞退により契約できない場合は、次点の者を最優秀企画提案者とする。

契約に関しては、最優秀企画提案者と随意契約による契約を行う。

## 3 委託業務内容等

### (1) 業務名

東郷町高速通信環境整備業務

### (2) 仕様

別紙1「東郷町高速通信環境整備業務仕様書」のとおり

### (3) 契約期間

構築期間：契約締結日の翌日から令和3年10月29日まで

利用期間：令和3年11月1日から令和4年3月31日まで

### (4) 契約上限金額

81,517,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 4 内定者決定までのスケジュール

- |              |                                    |
|--------------|------------------------------------|
| (1) 公告       | 令和3年 4月 2日（金）                      |
| (2) 参加表明受付期間 | 令和3年 4月 2日（金）から<br>令和3年 4月23日（金）まで |
| (3) 質問受付期間   | 令和3年 4月 2日（金）から<br>令和3年 4月12日（月）まで |

- |               |  |
|---------------|--|
| (4) 質問回答      | 令和3年 4月19日 (月)                         |
| (5) 提案書受付期間   | 令和3年 4月 2日 (金) から<br>令和3年 4月30日 (金) まで |
| (6) プレゼンテーション | 令和3年 5月14日 (金)                         |
| (7) 審査結果通知    | 令和3年 5月18日 (火)                         |

## 5 企画提案参加資格

次に掲げるすべての要件を満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和2年度・令和3年度東郷町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 企画提案参加表明書提出期限から提案書提出期限までの期間内に、東郷町において製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を受けていないこと。
- (6) 当企画提案募集の開始日から提案書提出期限までの期間において、「東郷町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年12月19日締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 受託者は、民間企業又は地方公共団体に対して、公衆無線LAN環境の整備及び運用について導入実績があること。

## 6 企画提案への参加表明及び辞退

本委託事業の企画提案へ参加を希望する者は、様式1「参加表明書」に必要事項を記入し提出すること。また、参加表明書提出後に提案を辞退する場合は、提案書の提出期限までに様式5「辞退届」を提出すること。

### (1) 提出書類

参加表明書（様式1）

### (2) 提出先

東郷町企画部企画情報課情報推進係

住所 〒470-0198 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地

電話 0561-56-0717

FAX 0561-38-0001

### (3) 提出方法

6(2)に記載の提出先へ持参又は郵送等により提出すること。なお、郵送等の場合は、提出期限必着とする。

(4) 受付期間

令和3年4月2日（金）から令和3年4月23日（金）での閉庁日を除く午前9時から午後5時まで

7 本事業及び企画提案に関する質問

(1) 受付期間

令和3年4月2日（金）から令和3年4月12日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

様式4「仕様書に関する質問書」により、電子メールにて送付すること。

(3) 提出先メールアドレス

tgo-joho@town.aichi-togo.lg.jp

(4) 質問に対する回答方法

全参加者からの質問に対する回答を取りまとめた上で、令和3年4月19日（月）に、全参加者に対して電子メールにより行う。

(5) その他

ア 実施要領等に記載の事項又は本調達に関係しない事項に関しては、回答しないものとする。

イ 受付期間経過後の質問及び指定した方法以外の方法での質問は、一切受け付けない。

8 提案書の作成内容等

1者1提案とし、本業務の実施計画書の形式で提出すること。また、別紙2「最優秀企画提案者決定基準」の評価要素について必須としたものについては必ず記載すること。併せて、提案に係る見積書を提出すること。

専門用語、略語等については、提案書の末尾にアルファベット、五十音の順に用語の意味を簡潔にまとめた用語集を掲載すること。

(1) 提案書の形式

A4（縦横は問わない。）横書き、長辺綴じ、2穴綴じ穴付き、両面印刷とし、表紙、目次、図表等の資料を含め合計10枚以下とする。

用語集及び提案関連書類は枚数に含めない。

また、導入する製品等の概要について参考となる資料（パンフレット等）があれば添付すること。なお、これらの資料は提案書のページ数に含まないが、プレゼンテーション当日には使用しないこと。

(2) 提案関連書類

ア 体制図（様式2-1）

イ 業務連携協定予定書（様式2-2）

※他事業者との共同により業務を実施する場合

ウ 役割分担・業務分担表（様式2-3）

エ 過去2年以内の類似業務一覧表（様式3）

- (3) 提案書等の提出部数  
製本（紙） 10部（うち代表者印押印のもの1部）  
電子データ（CD-R等） 1枚
- (4) 見積書  
本業務に係る全ての経費について明記すること。また、イニシャルコストとランニングコストを分けて計上すること。  
ランニングコストについては、次度以降に係る経費の参考とするため、別途、見積書（5年分）を作成すること。
- (5) 提出先  
6(2)に同じ。
- (6) 提出方法  
6(3)に同じ。ただし、提出期限に到着しない場合は失格とする。なお、発送と同時に発送した旨を提出先に電話で連絡すること。
- (7) 受付期間  
令和3年4月2日（金）から令和3年4月30日（金）までの閉庁日を除く午前9時から午後5時まで
- (8) その他  
提出後の提案書の追加、修正及び差替は一切認めない。

## 9 評価方法

- (1) 採点基準  
別紙2「最優秀企画提案者決定基準」に基づき評価委員会において企画提案書評価およびプレゼンテーションを実施し、提案内容を公平かつ客観的に評価する。この評価結果に価格評価点を併せ、総合的な得点を基に最高得点獲得者を最優秀企画提案者とし、評価委員会にて選定する。
- (2) プレゼンテーション実施日  
令和3年5月14日（金）（詳細は別途通知する。）
- (3) プレゼンテーション会場  
東郷町役場 3階 監査室
- (4) 採点方法  
評価項目の条件を満たすことにより、基礎点を付ける。提案内容が優れているものについては、内容に応じて加点する。

## 10 審査結果等の通知

- (1) 時期  
令和3年5月18日（火）までに電子メール及び選定結果通知書により結果を通知する。
- (2) 失格  
以下の項目に該当した企画提案事業者は、失格とし、その旨を通知するものと

する。

ア 提出方法、提出先、提出期限が適合しない場合

イ 別紙2「最優秀企画提案者決定基準」において必須とされている事項の全部又は一部が記載されていない場合

ウ 虚偽の内容が記載されている場合

エ 審査結果に影響を与えるよう、あらかじめ工作を行った場合

オ 町が指示する方法以外の方法により、選定委員又は関係者と直接、間接を問わず連絡を求めた場合

(3) その他審査結果に対する質問は、一切受け付けない。

## 11 その他

### (1) 守秘義務

本案件において、東郷町から提供を受けた文書及び知り得たことについて、第三者に漏らすことを禁じ、本案件以外の目的に使用してはならない。

### (2) 経費負担

提案に係る一切の費用は、企画提案参加者の負担とする。

### (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨のみとする。

### (4) 契約保証金

契約金額の100分の5以上の金額とする。

ただし、東郷町契約規則第31条の規定に該当する場合は、全額免除とする。

### (5) 提出書類

提出された書類は、返却しないものとする。

提出された書類は、総合的に最も優れた内容の提案を行った者を選定する用途以外には利用しない。ただし、情報公開請求があった場合は別途協議する。